

消費生活センターからのお知らせ

18歳から成年に
改正民法が施行されます

民法では、20歳未満である未成年者が、法定代理人（親権者か後見人）の同意なく行った契約は取り消すことができず。（※例外は後述）これは、消費者として知識や経験の浅い未成年者を契約トラブルから守るためです。

センターに寄せられる未成年者の契約トラブルとしては、オンラインゲームの課金・ダイエツト食品の購入・マルチ取引などがあり未成年者取り消し制度の利用が少なくありません。

しかし、民法改正により、2022年4月1日からは18歳になると未成年者取り消しによる保護は受けられなくなります。



消費生活センター集より

18歳・19歳は多くが進学や就職時期に重なるため、アパートの賃貸借・車の購入・クレジットカードの保有など、民法改正前は親の同意が必要だった多くの契約を一人で行うこととなります。

今後は、事業者によつては親の同意がなくても契約できる年齢が下がるのをビジネスチャンスとして近づいてくる可能性もあります。本人が契約の重みに責任をもつて向き合うことはもちろん、親としても、契約に不慣れな若者がトラブルに巻き込まれないよう見守り・助言を行つていきましょう。

※法定代理人が処分を許した財産の範囲の契約、営業上の契約、婚姻している場合・詐術を使つて成人を装つた場合の契約などは取り消せません。

秩父市消費生活センター
毎週月～金曜日（祝祭日はお休み）
午前9時～正午、午後1時～4時
☎25-52200

11月は
児童虐待
防止推進月間です

保護者は「しつけ」のつもりでも

保護者の認識とは関わりなく、「子どもにとって有害であるか」「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」という視点で判断し、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待となります。

虐待の種類

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトがあります。

虐待を防ぐために

虐待者が保護者であるため、子どもは自ら救いを求めることがなかなかできません。また、保護者を責めるだけでは解決にはなりません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。「もしかして、虐待？」と思つたときには左記へご連絡ください。連絡者の秘密は守ります。



関熊谷児童相談所

☎048-5221-4152
市役所社会福祉課 ☎25-5204
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田 ☎77-1111
大滝 ☎55-0101
荒川 ☎54-2111

がんばる商店街！

〈本町商栄会より〉
ぜひお立ち寄りください！

本町知々夫ブランド館

ちよつとしたひと休みや待ち合わせ、打合せなどにはいかがですか。ランチで豚味噌丼、わらじかつを始めました！

また、貸し切りも可能なので、展示会・懇親会などにもご利用いただけます。営業時間外も対応します。ぜひご利用ください。

☎刀屋商事 ☎22-0560

☎世界商事 ☎22-0169

営業時間 午前10時～午後5時（火曜定休）

〈みやのかわ商店街より〉
あなたの困つたをお手伝い！

ボランティアバンク
おたすけ隊

・通院、銀行へ行くなどの支援・買い物、所用などへの同行・大きいもの、重いものの運搬・その他、車を使つたお手伝い・部屋掃除・庭の手入れ・話し相手・見守り・散歩、外出の支援など
何でもご相談ください！

★おたすけ隊員も随時募集中！

☎みやのかわ商店街振興組合福祉事業部（午前10時～午後5時受け付け、1・2・3・6月は水曜定休） ☎24-8856

担当部署が不明の場合や「緊急」の場合は、「おきがるコール」へご連絡を！